

都城市社会福祉協議会 一般事業主行動計画  
(次世代育成推進法・女性活躍推進法)

男女職員が活躍できる雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

2. 本会における課題

- (1) 恒常的に時間外勤務が多い部署がある
- (2) 女性管理職が少ない

3. 目標と対策

目標1 子育てを行う職員の仕事と生活の両立支援を図るための環境整備を図る

- 対策
- ①妊娠中や出産後の女性職員の健康確保、制度の周知、情報提供の促進
  - ②男性の子育て目的の休暇の取得促進
  - ③時間外勤務の制限、短時間勤務制度、時差出勤制度、在宅勤務・テレワークの実施

目標2 労働者の一月当たりの平均時間外労働を10%削減する

- 対策
- ①ノー残業デーの徹底（毎週水曜日）
  - ②時間外労働の多い部署に周知、啓発を行う

目標3 女性職員が活躍する職場環境を整備する

- 対策
- ①職場への託児室・授乳コーナーの設置
  - ②新人職員へのメンター制度の実施

4. 実施時期

令和2年4月～

**【女性の活躍の現状に関する情報公表】**（令和3年4月現在）

・女性管理職の人数 . . . 係長職65%、課長職29%